

三次市教育委員会議案第19号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案を次のように提出する。

令和5年6月26日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則（案）

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和5年三次市条例第10号）の施行期日は、令和5年8月1日とする。